

景観いわき 第2号

平成 25 年 12 月発行



「景観いわき」は、市内の景観について、市民のみなさんに知っていただくため、また、考えていただくことを目的に発行しているものです。

今回は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」についてご紹介します。

景観に関する条例があること、知っていましたか？



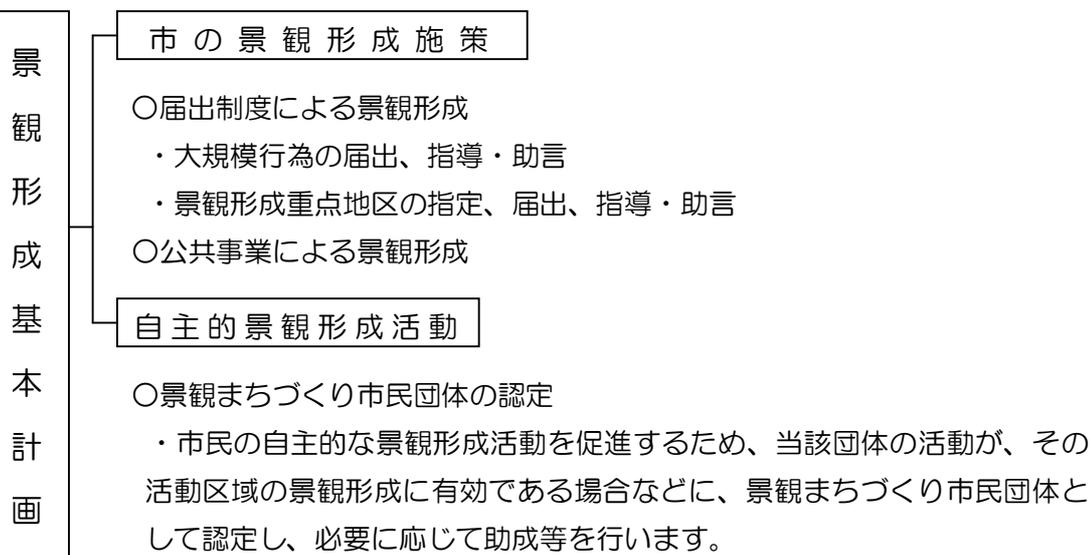
いわき市の景観を

守り育て創造する条例とは？

いわき市では、平成 13 年度から「いわき市の景観を守り育て創造する条例」を運用しています。

良好な自然景観を守り、文化的な景観を育て、美しく魅力のある景観を創造し、潤いと安らぎのある豊かな生活環境の確保に寄与することを目的として制定されたものであり、この条例は、地方分権が推進されるなか、地域の中核都市として、50 年、100 年先を見据えた風格ある街並みを形成していくための有効な手段です。

条例は、大きく「市の景観形成施策」と、市民のみなさんの「自主的な景観形成活動」に区分されます。また、それらを進めるための基本的方針や留意事項、スケジュールなどを定めるものが、「景観形成基本計画」であり、この基本計画に基づき、様々な取り組みを行っていくこととなります。





いわきの『美しい景観』



「湯ノ岳から望む内郷・好間のまちなみ」

標高 594mの湯ノ岳は、主に常磐藤原町にそびえる山であり、阿武隈山地の最南端に位置しています。

山頂までパノラマラインが走っていることから、気軽に山頂に立つことができる市民の憩いの場所として知られており、西側に阿武隈の山並み、東側に太平洋を望むことができます。

中腹にある「丸山公園」には、小動物園や遊具施設があり、ピクニックにも最適のスポットです。

また、湯ノ岳の北麓に位置する内郷の旧白水村^{みろくさわ}弥勒沢では、江戸末期に片寄平蔵らにより石炭の露鉱が発見され、その後本州最大となる常磐炭田の礎を築いたとされています。



次号のご案内

次号は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づいた、市の景観形成施策のひとつである「大規模行為の届出、指導・助言」について掲載する予定です。

また、引き続き、みなさんのお勧めする景観を掲載させていただきたいと考えておりますので、是非ご紹介ください。写真等のデータにつきましては、以下のメールアドレスまで送信してください。



いわき市

〔編集・発行〕いわき市 都市建設部 都市計画課 景観係

TEL 0246-22-7512 fax 0246-24-4306

Email toshikeikaku@city.iwaki.fukushima.jp

HP <http://www.city.iwaki.fukushima.jp/machi/keikan/4862/index.html>